

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（視察・報告・調査資料）(1)

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-07<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属:       |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648</a> |

羊保  
以之  
十  
可  
一  
合  
迄  
音  
報  
者

(四  
五  
三  
二  
一  
〇)

秘  
無 期 限

前 副 長 兼  
副 長 兼

条約課長  
法規課長

北米科課長

安全保障課長

松田 幸三

米軍基地視察 (報告) (沖縄、フィリピン、タイ)

( 45. 3. 20 )  
米保  
1/2 不

3月9日より18日まで 沖縄、フィリピン

ふかひつに於ける米軍基地視察のため

出張に際し 沖縄において米軍人等

による犯罪 及び米軍に対する民事請求、

フィリピンにおいて米比間の刑事裁判

管轄権問題、タイに於ける労務者

GA-5

回 覧 簿 号 外務省  
米保 1311

解雇問題等々につきこれこれ関係有

なり事情を聴取する機会あり

の2次以下沖縄、フィリピン、タイ

これこれにつき要旨をとりま

とめ報告する。

GA 6

外務省

工. 沖縄における民事請求権の取扱  
について、

沖縄の基地組織の外出出張中の件

之不在米民政府、琉球政府および他

の関係者より沖縄における民事請求権

の取扱について聴取したことは要旨参

考す。

1 損害賠償請求手続

(1) 米軍およびその構成員の不法行為によ

り、(損害賠償)について、被害を受けた

琉球民間人の損害賠償請求の通例

は、山口地方、宇野村にあり、是に於て

米軍の関係部隊に請求書を送付され

る。しかし、この方法による被害者個人と

米軍関係者との直接の交渉により、被害

者の満足により解決が得られることが多

く、是はしばしば指摘されている。

である。最近では地方行政科校場

~~が~~ ~~中~~ ~~に~~ ~~は~~ 琉球政府法務局民事部と

連絡し、琉球関係者に関する関係の

調査を行うが、主に民事部土地課が

被害者の相談のり、助言をなし、最

終的に請求額の算定を行い、これを

年報に送付する。 <sup>(= 22121130)</sup> (但し民事部には

各年、各部署に claims officer が

おらず、各自に損害賠償の調査を行う。

この請求書等には各年の年報賠償部

に送付されるが、必ずしも場合により、

かかる場合はい、土地課は民政司の法

務局 <sup>の</sup> land division に請求書等を送付

する。 ~~これは~~ ~~この~~ ~~土地~~ ~~課~~ ~~に~~ ~~送~~ ~~付~~ ~~す~~

が、この場合は、

← 慣行として ~~この~~ ~~年報~~ ~~に~~ ~~送~~ ~~付~~ ~~す~~ <sup>(これは)</sup>

い。なお、軍機成員等による交通事故

等の場合は、当該本人が保険会社に加入

している場合は、年報のうちに送付

個人が保険会社に請求する場合は

多々ある。

(7) 損害賠償請求の経路について 民

政府は、請求政府から送付された請求書

を、それの米軍関係者に送付するが、

figure out (それを当該米軍担当官に

送付するが、その際実質的内容の調査等

を行うことはしない。従って損害賠償の

ついで交渉は被害者個人と米軍の権

害賠償担当官との被害者を代表して

琉球政府、具中では民事部と地検と

米軍担当官との間で行われている。

最終的には米軍内部の<sup>（これは一方的に）</sup>~~決定~~による

償額が決定され、調査内容が

最終決定の法的根拠等が公表される

こと。

2. 問題点

日本本土における米軍に対する民事

請求については、地位協定における防

(自衛隊及び米軍)

衛隊については相互に請求権を放棄

し、前者については請求権については

公務中と公務外に分けて、日米租

方の頁(主範圍が明確なこれ關係国内法  
 主體(痛まれている、更に米軍基地運営に  
 関連して発生するいわゆる基地被害等地  
 位指定の枠内の解決すべきものにつ  
 いても、防衛施設周辺整備法上の  
 措置、災害金、補償金等により被害者  
 保護が一応行き渡っている。これに反して  
 沖縄については、多少に及べない限り) 損  
 害賠償請求の枠外の制度が十分確保  
 されていず、損害賠償の適用され

<sup>連</sup>る法は実質的に Foreign Claims Act  
 おおむねこれに基づく米軍内部の管理理  
 則に限られている。特に問題とす  
 るのは Foreign Claims Act をもってし  
 るも解決すべきものがある。 Foreign  
 Claims Act は、そもそも、個人は国家に  
 対して民事請求を提起し得ないとの  
 米国の(英米法上の)立場から(米軍  
 部会を解決するため)に設定される  
 ものといわれているが、 Foreign Claims

Actの解釈問題として、米軍要員等  
 の行為による損害について、いわゆる  
 過失責任主義なのか、又は無過失責任  
 主義がとられているのか明確でない。  
 過去の例からすると、米軍は過失責任  
 主義をとっているからである。この解  
 釈からいへば、米軍基地の存在が自  
 体から生ずる<sup>01</sup>ところの例は基地公  
 害等以外の補償と解決するべきは  
 (その他内部外)  
 困難である。このために ~~米軍要員等~~

国家に帰せらるべき補償責任  
 について責任範囲を責任を明確に  
 せよ。又琉球政府内部において、  
 事実関係の調査を別として、民事部  
 工地課が損害賠償と国家補償等  
 の問題を画一的に取扱い、  
 するからである。基本的には、米軍  
 と住民との間に立つべき者(日本本  
 土に於ける日本政府)が存在しない  
 と、又は日本政府に代るものとして米軍



政府は、国民の持つ国家承認の  
 機能を果たすに必要問題の  
 あり、この意味では労働者雇用  
 制に関し、労働者雇用制の発給  
 の問題と同様な基本的問題と存  
 在する。

統治機構の面では、米政府  
 が琉球政府の上にあることあり、米  
 軍と琉球住民の間で民事請求権の  
 問題は、この種の国家抑圧的任

問題の(一)その責任を存する  
 ことあり、実際には上記述べ  
 ること米政府が民事請求問題  
 に入ること少く、専ら琉球政  
 府と米軍の間での交渉が行わ  
 れている。米政府の態度は、  
 米国の国家機関たる米政府が  
 他<sup>その</sup>の国家機関<sup>(政府)</sup>の持つ民事請求  
 権について琉球住民の利益を代表  
 してその手助けをするべきこと

いりものがある。 ~~これ~~ 二の点に關

して、住民の権利保護の責務を

持つる米政府と米軍との間とし

ほしは意見の相異があること位まで

なっている。

II. 沖縄における米軍構成員による犯罪の  
取り扱へんこと。

日本本土におきとは、地位協定の規定

の上であること、日本側の専断的裁判管轄

権におかぬ日本の裁判管轄権の懸念し

た場合の日本側から裁判管轄権が

明確に確立され、それに伴い、日本側

警察権と地位協定におかぬことに基づく

日本側の専断的裁判管轄権の懸念を米軍構

或真反及の場合(即ちその下) 米軍

警察権は基地内<sup>原則的に</sup>に限定され例外的に基地

周辺において認められてい<sup>(地位協定第10条)</sup>るが、

し琉球沖繩において琉球警察

政府の米軍構成員に対する裁判権は存在

しない、そのことと密接な関係の逮捕

取調の等も極度に制限されている、米

軍構成員に対する警察<sup>権</sup>は<sup>米軍</sup>に<sup>付</sup>

除<sup>上</sup>されている。以下問題存在す

2

2 逮捕

米軍要員の犯罪に対する琉球警察

の逮捕権は著しく限定されている。布告

第81号「琉球民警察官の逮捕権」に

よるが、現行犯にのみ米軍憲法に近くなる

場合に限られている。諸現

定の法律的解釈の問題とは別に

実際の琉球民警察官が米軍要員を

逮捕するにあたっては、多くの困難があり

たとえ逮捕しなくては、捜査権はなし

身柄は米軍に引き渡さるゝは、実

際、琉球警察が米軍要員を逮捕

する場合は、例外的にこれを認む。

米軍と琉球政府との合意による捜

査手続規定（第3条）による

場合は、琉球警察は米軍要員による

刑事事件を通知した時は、速やかに

米軍捜査機関に通報し、必要に俟

たを待つこととする。

2. 捜査

た、琉球警察が米軍要員を容疑

者を逮捕した時、捜査権は米軍憲兵（米

軍捜査官）が行使し、琉球警察は

米軍捜査官の援助を要する。

逮捕後、憲兵隊の容疑者の身柄を引き

渡す間、一時的に拘留を許すこと

が可能であり、通例は、容疑者の逮捕

は米軍憲兵隊（容疑者の所属部隊）

不明の場合は米軍憲兵隊本部に通報し、

手続中の証拠物件とその他の文書

憲兵隊へ身柄の引渡しを行わなければ

のうえに

~~米軍~~ 琉球警察と米軍との捜査

の立合はることは認めらるるに違いない

が、それは米軍の捜査に援助するに過ぎない

であり、多くは捜査内容を知ること、米

軍の取調の内容も特に琉球警察の

専らに知られることには、~~米軍~~

~~米軍に我側隊の取調内容を知ることが~~

~~米軍に我側隊の取調内容を知ることが~~

~~米軍に我側隊の取調内容を知ることが~~

~~米軍に我側隊の取調内容を知ることが~~

3. 米軍への従属性

米軍の警察権が基地外に及ぶ

については、琉球警察の米

軍要道に及ぶ警察権は認めらるる

こと、完全に米軍の従属に属する

こと、琉球警察は米軍憲兵隊の下部機

構に充てられて、現在対人争

争局面、米側と米側の強い統制下

の独立性を稀薄である  
 琉球警察独自の行動は許さないと  
 米政府の公安局と琉球警察との間には  
 直通の電話が設置され米側の報告義  
 務が課せられていることより米側と  
 琉球政府の経歴院(系と最徴入)の  
 関係にある。最近の例では、琉球  
 警察の公安委員会制度のことで米政府  
 の指令があり、米政府の意向と相い  
 改正されることになっている。更に予  
 算面において、(これは他の琉球行政

機関についてはいささか(日本政  
 府からの援助金の使用等についても米民  
 政府の指導監督が行われているとの  
 ことである。しかしこれらの事情は、琉球  
 政府と米政府関係者が了解  
 取(米側の)に(沖縄の日本政府連  
 絡事務所の警察関係担当者から知  
 らされる事実があり、琉球政府と米  
 政府関係者は事実上  
 事情について話をするのを避ける

わらわは、あはれに、